

死亡事故が増えています!!

県内の平成20年中の交通事故死者数は210人で、前年から32人も増えています。特に、夜間の事故の死者数が前年から22人と大幅に増えました。死者数は全国ワースト6位、前年からの増加数は全国ワースト1位でした。

市内の交通事故死者数は4人で、うち2人は夜間歩行中の事故でした。

☎ 生活安全課 (☎826-1111 内線2298)

□夜間の事故を未然に防止するために

運転者は

～こまめにライトの上下切り替えを!～

- 日没前にライトを点灯し、ほかの道路利用者に自分の車の存在を認識させましょう。
- 下向きライトは、約40mしか光が届きません。時速60kmで走行していた場合、停止距離は約44m必要なので、歩行者などに気がついてからブレーキを踏んでも間に合わないことがあります。対向車、先行車などがないときは、ライトを上向き(約100m先まで光が届きます)で走行しましょう。



歩行者は ～反射材を!～

- 日が暮れると、黒っぽい色の服装では周囲の色と同化してしまい、運転者から発見されにくくなります。明るい服装で、反射材などを身につけて認識されやすいようにしましょう。



還付金詐欺にご注意ください

市役所の職員などを名乗り、「医療費の還付金」を口実にコンビニなどの現金自動預払機(ATM)を操作させ、お金をだまし取る事件が多く発生しています。

詐欺の手口は日々巧妙になっています。少しでもおかしいと感じたら、すぐに消費生活センターや警察に相談してください。

☎ 消費生活センター (☎823-3928)
土浦警察署 (☎821-0110)

～還付金詐欺とは～

主に公共機関を名乗り税金や医療費などの還付を名目に、言葉巧みにATMから、最終的に自分たちの口座に入金させてしまう振り込め詐欺の一種です。



□被害に遭わないために

- ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手には連絡せずに、すぐに電話を切りましょう。
- 還付金の確認は、公共機関の電話番号を、電話帳や番号案内などで直接調べて、問い合わせをしましょう。
- 慌てずに、落ち着いて対応しましょう。



政府管掌健康保険加入のマル福受給者の皆さんへ

現在、政府管掌保険の保険者証をお持ちの方は、新しい保険者証に順次変更されます。

それに伴い、マル福受給者証も変更となりますので、新しい保険者証が交付された方は、変更の手続きをお願いします。



変更手続きについて

ところ／国保年金課または各支所・出張所
持参するもの／全国健康保険協会各都道府県支部
発行の保険者証、医療福祉費受給者証

☎ 国保年金課医療福祉係
(☎826-1111 内線2406)

政府管掌健康保険について

「政府管掌健康保険」とは、健康保険組合が設立されていない会社で働く方とその被扶養者が加入する保険です。

平成20年10月1日以前に加入されていた方は、事業所を通して、順次新しい保険者証へ切り替えが行われます。

※10月1日以降に加入された方には、新しい保険者証が既に発行されています。



労働問題相談会

事業主・勤労者の皆さんを対象に、労働問題について無料相談会を開催します。ぜひご利用ください。

と き／2月21日(土) 午前10時～午後3時

ところ／ワークヒル土浦

内 容／不当解雇、賃金未払い、労働条件、労災関係などの労働問題について、茨城県社会保険労務士が個別で相談をお受けします。

申込方法／電話で

申込締切／2月20日(金)



・勤め先が賃金を払ってくれない!
・通勤中に事故にあったが、保険は労災!?
・突然解雇された… など

労働に関することについて
気軽にご相談ください

申問 商工観光課 (☎826-1111 内線7603、7604)

「改正パートタイム労働法セミナー」 「ジョブカード制度説明会」開催

平成20年4月に改正されたパートタイム労働法について、実務の再点検を含めて、改正ポイントや活用できる助成金についてわかりやすく説明するほか、求職者と求人企業間の雇用促進を図る「ジョブカード制度」の説明会を開催します。

と き／2月25日(水) 午後6時30分～8時30分

ところ／ワークヒル土浦(木田余東台四丁目1-1)

対象者／勤労者、事業主、人事労務担当者など

内 容／

①改正パートタイム労働法(改正の背景、内容、ポイントなど)

②ジョブカード制度(ジョブカード、実践報告など)

定 員／50人(先着順)

申込方法／電話で

申込締切／2月18日(水)



申問 土浦地区雇用対策協議会事務局
(土浦商工会議所内 ☎822-0391)
土浦市中小企業労働者共済会事務局(市商工観光課内 ☎826-1111 内線7603、7604)

勤労者の皆さんを対象に融資相談会を開催します!!

●利子補給

	金利(1月1日現在)	利子補給対象借入限度額	利子補給率	補給期間
住宅資金	固定 2.9～4.3% (固定金利選択型) (金利優遇あり) 変動 2.875% (金利優遇あり)	1,500万円	3%以内	3年
生活資金	固定 6.8% 変動 5.625%	200万円	3%以内	3年
教育資金	固定 2.4% 変動 2.275%	子弟1人につき200万円 最高 300万円	3%以内	3年

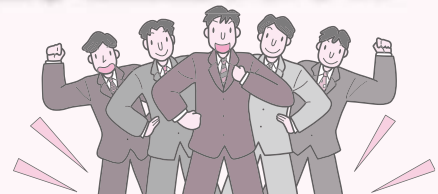
※教育資金については、在学中(最長4年以内)は子ども1人あたり100万円を限度に、(財)茨城県勤労者育英基金より1%の利子補給を受けることができます。

※別途、保証料が必要になります。

●保証料補給

	保証料率(1月1日現在)	保証料補給対象借入限度額	補給期間
住宅資金	有担保 0.16%	1,500万円	5年
生活資金	1.2%	200万円	5年
教育資金	1.2%	子弟1人につき200万円 最高 300万円	15年

※補給期間中は、全額助成します。



と き／2月21日(土)

午前9時30分～午後3時30分

ところ／中央労働金庫土浦支店

(港町一丁目5-3)

対象者／市内に1年以上居住し、労働組合のない中小企業に勤務している方

融資の種類／住宅、生活および教育資金

市からの助成制度／土浦市中小企業労働者共済会(商工観光課内)に加入し(入会金は300円)、中央労働金庫土浦支店から融資を受けたときに、利子および保証料の一部を助成します。

問 商工観光課 (☎826-1111 内線7603)
中央労働金庫土浦支店 (☎821-6010)
中央労働金庫神立代理店 (☎833-1500)